

令和8年6月定例会 議案第70号（概要）《総務市民局》

議案第70号

「北九州市印鑑条例の一部改正について」

1 議案提出理由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）により、これまでの在留カード及び特別永住者証明書に加えて、個人番号カードと一体化した特定在留カードや特定特別永住者証明書（以下「特定在留カード等」という。）が新たに発行されることとなる。

現行の条例では、コンビニエンスストアに設置されている通信機器により印鑑登録証明書の交付申請ができるものとして、個人番号カードのみが規定されている。新設される特定在留カード等においても印鑑登録証明書の交付申請を行えるよう、規定中に追加するもの。

また、電気通信事業法の改正により条項ずれが生じることから、併せて改正するもの。

2 改正内容

- (1) 第14条の2第1項第1号中に特定在留カード及び特定特別永住者証明書を加える。
- (2) 第14条の2第1項第2号中「電気通信事業法第12条の2第4項第2号ロ」を「電気通信事業法第12条の2第4項第3号ロ」に改正する。

3 施行期日（関係法令など）

- (1) 令和8年6月14日（法改正と同日）
- (2) 公布の日（令和8年5月に改正法施行済）